

江戸川区フットサル協会
EDOGAWA FUTSAL ACADEMY
スクール規約

(第1条:名称) 本スクールの名称は「EDOGAWA FUTSAL ACADEMY」とし、
(以下本スクール)EDOGAWA FUTSAL ACADEMY 事務局および
江戸川区フットサル協会が管理運営を行うものとする。

(第2条:所在) 運営事務局は、
「EDOGAWA FUTSAL ACADEMY 事務局」に置く。

(第3条:目的) 本スクールはフットサルの普及を目的とし、スクール会員が心身の育成、健康維持を図り、
地域社会のスポーツ振興に寄与しフットサルを通じて基本的な社会道徳を学び、
会員相互の親睦並びにフットサルライフの充実を図ることを目的とする。
また、老若男女に関わらず生涯フットボールを愛する選手、指導者、の育成も目的とする。
江戸川区から日本を代表するフットサル、サッカープレイヤーを育てていく。

(第4条:入会資格) 本スクールに入会するものは、次の要件を備えてなければいけない。
i) 本スクールの主旨に賛同するものであること。
ii) 本スクールの規約を厳守すること。

(第5条:入会手続) 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに基づき本スクール事務局に
申し込みを行う。(コーチでも可)また、入会申し込みは随時受け付けるものとする。

(第6条:会費) 会費は次のものをいう。
i) 入会金・・・入会時に支払うものとする
ii) 年会費・・・年度の更新時(4月)に支払うものとする
iii) 月会費・・・毎月支払うものとする
IV) 休会費・・・休会した期間支払うものとする

(第7条:会費の納入) 会費の納入は次の通りとする。

入会金・初月会費は入会時に書類と一緒に事務局に提出する。(コーチでも可)

毎月の月会費に関しては、

- ① 月末に会費袋をお渡し、次回、月初めに月会費を入れて事務局に提出する。(コーチでも可)
- ② 月末までに次月分を銀行振込(振込み手数料をご負担ください)
- ①、②いずれかの方法でお支払いをお願いします。

(第8条:会費の不返納) 一旦納入した会費は理由の如何に関わらず返金しない。

但し、入会不許可の場合を除く。

(第9条:会費の滞納) 会員が事前に承認をとる場合を除いて会費の支払いを怠った時、本スクールは指導を停止し、または退会させることができる。

(第10条:練習日程) 練習はスクール概要に基づき、毎月発行の予定表に従い行います。止むを得ない理由が発生した場合は定められた指導日、時間、場所を変更する場合があります。

雨でも原則開催する。しかし、雷などの荒天のため練習が中止になることがある。

その場合練習の有無は練習一時間三十分前に決定する。

原則として祝日・スクール開催施設の休館日には休みとする。

(第11条:指導内容) 本スクールは各レベルにあわせて指導要項及び細目を定めるものとし、

それに基づく個別の具体的練習方法はコーチが担当する。

(第12条:事故の対処) スクール活動中及び往復の事故に対してはスポーツ安全保険の範囲内での対処とする。

また、スクール活動中の事故に対する指導者への賠償責任、多難に傷害を与えたとき

及びその他物損に対する賠償責任についてもスポーツ安全保険の範囲内での対処とする。

(第13条:休会及び退会) 休会及び退会をする会員は、前月の15日までに、所定の用紙に必要事項を記入の上、

本スクール事務所に提出しなければならない。

(第14条:除名) 会員は次の事項に該当する場合、本スクールはその会員を除名することができる。

i)本スクールの規約及び諸規則に違反した者

ii)本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本スクールとしてふさわしくない行為をした場合

iii)その他本スクールが会員としてふさわしくないと認めた場合

(第15条:規約の改正)本規約は、随時改正することができる。

(第16条:施工)本規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

江戸川区フットサル協会

EDOGAWA FUTSAL ACADEMY 事務局

TEL/FAX:03-3804-4165

携帯:090-5546-8027

MAIL : info@edogawa-futsal-academy.com